

令和3年11月 教育委員会臨時会 会議録

- 1 開催年月日 令和3年11月26日（金）
- 2 開催場所 神奈川県庁新庁舎8階議会第2会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 10時31分
- 5 出席した教育長及び委員
桐谷 次郎 教育長
下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
河野 真理子 委員（第二教育長職務代理者）
吉田 勝明 委員
笠原 陽子 委員
- 6 出席職員
教育局長 田代 文彦
県立高校改革担当局長 杉山 正行
教育監 岡野 親
総務室長 篠田 寛
行政部長 大場 勇人
支援部長 宮村 進一
企画調整担当課長 市川 秀樹
管理担当課長 星 孝樹
行政課長 松西 孝子
財務課長 藤野 智弘
教職員企画課長 田村 暢
参事兼教職員人事課長 羽鹿 直樹
子ども教育支援課長 古島 そのえ
- 7 提出議題 次葉のとおり
- 8 会議録作成者 書記 中村 怜

教育委員会11月臨時会 会議日程

日時 令和3年11月26日（金）
9時30分から

場所 神奈川県庁新庁舎8階
議会第2会議室

1 議事

日程第1

- | | |
|----------|-------------------------------|
| 臨教第40号議案 | 人事案件について |
| 臨教第41号議案 | 令和3年第3回県議会定例会への提案に係る意見の申出について |
| 臨教第42号議案 | 令和3年第3回県議会定例会への提案に係る意見の申出について |
| 臨教第43号議案 | 令和3年第3回県議会定例会への提案に係る意見の申出について |

日程第2

- | | |
|-------|---|
| 報第9号 | 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見の申出について |
| 報第10号 | 令和3年度11月補正予算案に対する意見の申出について |

教育委員会11月臨時会 会議録

教育長 ただいまから教育委員会11月臨時会を開会します。
 本会議は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立しています。
 では、会議録署名委員に吉田委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。

吉田委員 (了解)

教育長 本日の議題といたしましては、日程第1として「人事案件について」ほか3件の付議案件がございます。
 また、日程第2として「職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見の申出について」ほか1件の報告案件がございます。
 お諮りいたします。本日の日程のうち、日程第1の臨教第40号議案は、人事に関する案件、また、臨教第41号議案から臨教第43号議案までの各議案は、知事に意見を申し出る案件であります。よって、地教行法第14条第7項ただし書及び神奈川県教育委員会会議規則第35条第1項に基づき、会議を非公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。
 また、日程第1の臨教第41号議案から臨教第43号議案までの各議案は、関連する案件でありますので、続けて説明を受けた後、一括して質疑を行うこととしたいと思います。ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。それでは、非公開案件は後で審議することとし、先に公開の案件に入りたいと思います。
 また、新型コロナウイルス感染症の対応については、去る11月22日、県の対策本部会議が開催され、現在の感染状況を踏まえた所要の方針が定められています。事前に委員の皆様方にお知らせしたとおり、学校等の対応については、引き続き、これまでと同様の対応とすることとしておりますので、本日の新型コロナウイルス感染症への教育委員会の対応、その報告は省略をさせていただきます。ご承知置きいただければと思います。
 それでは、会議規則第22条の2の規定により、ここからの進行を下城委員にお願いいたします。

下城委員

それでははじめに、日程第2の報第9号に入ります。

報第9号

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正
する条例案に対する意見の申出について

説明者 田村教職員企画課長

教職員企画課長 赤色のインデックス、報第9号をお開き願います。報第9号について、職員の給与改定に関連して、職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例案について、記載のとおり、地教行法第29条の規定に基づき、知事から教育委員会の意見を求められました。議会の日程上、急施を要したため、教育長が事務を臨時に代理し、異存のない旨の申出をさせていただきましたので、ご報告します。なお、本件については、令和3年第3回神奈川県議会定例会に11月25日付けで提案され、同日、議決されたことを申し添えます。

それでは、説明資料の赤色インデックス、報第9号関係をお開き願います。報第9号関係「職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例案の概要」についてです。「1 目的」です。令和3年10月14日の人事委員会勧告等を勘案して、特別給に係る公民給与の格差をマイナス0.15月とした勧告に基づき、期末手当の支給割合の改定を行うなど、所要の改正を行うものです。

「2 内容」の「(1) 「職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例」及び「学校職員の給与等に関する条例」の一部改正」です。職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例は、教育委員会事務局や図書館、博物館などの社会教育施設など、学校以外の所属の職員に適用されます。学校職員の給与等に関する条例は、県立学校の教職員及び政令市以外の市町村立の小中学校等の教職員に適用されます。

「ア 令和3年12月に支給する期末手当の支給割合」です。令和3年12月期に支給する期末手当の支給割合について、人事委員会勧告にあった0.15月の改定分を全てここで引き下げるために、表に記載のとおり改めるものです。「イ 令和4年度以降の期末手当の支給割合」です。令和4年度以降については、0.15月分の引下げを6月期と12月期に均等に0.075月分ずつ配分することとし、それぞれの期末手当の支給割合を表に記載のとおり改めるものです。「(2) 「任期付研究員の採用等に関する条例」及び「任期付職員の採用等に関する条例」の一部改正」です。こちらについても、先ほどご説明した、職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例と同様の改定を行うものです。なお、県教育委員会には任期付研究員や任期付職員に該当する者は、現在おりません。

「3 施行期日」ですが、資料記載のとおりです。

報第9号については、以上です。

下城委員 それでは、何かご質問がございましたらお願いいたします。

河野委員 私、行政のことは詳しくない前提ですが、これは人事委員会勧告を勘案してということで、他県の動きというのに近い形なのでしょうか。もし何か例があれば教えてください。

教職員企画課長 まずは人事院、国の方が、8月ぐらいに人事院の勧告をして、各都道府県はその後、人事委員会の勧告を行うのが通常です。各都道府県とも、これは国家公務員も同じなのですが、概ね同じように下げていると承知しています。

下城委員 いかがでしょうか。

では、私から一つ。前回の教育委員会会議で、同じく教育長の給与に関して、人事委員会勧告に従ってというものがあつたと思います。今回、それと少しタイムラグというか、ずれて出てきたというのは何か理由があるのでしょうか。あつたら教えてください。

教職員企画課長 今回の条例案については、条例提案権がある知事の方から、議会に提案するに当たって教育委員会の意見を求められたということで、知事の方からの意見照会が先日になったということが、実際のところですよ。

教育局長 その背景として、今回提案させていただいたのは一般職員ですので、職員団体との調整等がありますので、それに一定程度の時間を要して、それと妥結した後に提案させていただいているという経過があります。

下城委員 職員団体との話し合いの上で、合意を経てということですね。

他はよろしいでしょうか。それでは、他にご質問がなければ、報第9号についてはこれで終わりたいと思います。それでは、次に報第10号に移ります。

報第10号

令和3年度11月補正予算案に対する意見の申出について

説明者 藤野財務課長

財務課長 赤色インデックスの報第10号をご覧ください。「令和3年度11月補正予算案に対する意見の申出について」です。このことについて、地教行法第29条の規定に基づき、令和3年度11月補正予算案について、別紙のとおり知事から教育委員会の意見を求められましたが、急施を要したため、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定により事務を臨時に代理し、異存のない旨申し出ましたので、同条第3項の規定により報告するものです。

2枚おめくりいただき、報第10号関係をご覧ください。「令和3年度11月補正予算案について」です。「1 債務負担行為について」です。この表は、教育委員会関係の債務負担行為の追加分を記載していて、高等学校施設整備工事費及び高等学校施設整備工事設計調査費の2件について、ゼロ県債を設定しました。これは、建設事業等の年間事業量のより一層の平準化に向けて、令和4年度当初予算への計上を予定している建設事業等の一部を前倒しして、年度内に発注するための債務負担行為です。今回、高等学校施設整備工事費については、横浜明朋高校体育館ほか4校の耐震補強及び老朽化対策工事、監理業務を行うものです。また、高等学校施設整備工事設計調査費については、霧が丘高校北棟ほか10校の耐震補強及び老朽化対策工事の設計業務を行うものです。限度額等については、資料記載のとおりです。

2ページをご覧ください。次に「2 繰越明許費について」です。高等学校施設整備工事関連費1件につき、1億5,700余万円の繰越明許費を設定しました。以上で、報第10号の説明を終わらせていただきます。

なお、資料に記載はありませんが、補正予算案については、11月22日に知事会見により公表を行い、昨日25日に議会へ提案されています。私からは以上です。

下城委員

それでは、何か質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、特にご質問がなければ、これで報第10号は終わりたいと思います。臨教第40号議案に移りたいと思います。

ただいまから、非公開の会議に入りたいと思います。会議規則第35条第2項の規定により、出席する職員として教育局長、県立高校改革担当局長、教育監、総務室長、行政部長、支援部長、企画調整担当課長、管理担当課長、行政課長、教職員人事課長、子ども教育支援課長を指定します。

(9時46分非公開の会議に入り、10時31分公開の会議に戻る)

教育長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて閉会といたします。

令和3年11月26日

会議録作成者 書記 中村 怜

<非公開会議審議等結果>

日程第1

臨教第40号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

臨教第41号議案

- ・ 教職員企画課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

臨教第42号議案

- ・ 教職員企画課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

臨教第43号議案

- ・ 教職員企画課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。